

(案)

○港湾施設条例第10条第1項第4号に基づく市長が指定する立入禁止区域

平成21年12月18日

告示第1263号

改正 令和 年 月 日告示第 号

平成21年大阪市告示第1263号（港湾施設条例第10条第1項第4号に基づく市長が指定する立入禁止区域）の一部を次のとおり改正し、令和7年4月1日から施行する。

ただし、北港南防波堤、夢洲地区G廃棄物埋立護岸及び夢洲地区H廃棄物埋立護岸に係る立入禁止区域指定並びに南港北地区護岸の一部に係る立入禁止区域指定の解除については、令和7年4月1日から同年10月13日までの間に限るものとする。

また、大和川北防波堤及び南港魚釣り園護岸については、水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。）及び12月28日から翌年の1月4日までの日以外の日（の午前7時から午後5時まで（4月から11月までにあつては、午前5時から午後7時まで）の間に限り、立入禁止区域指定を解除する。なお、時宜により、当該施設の全部又は一部について、立入禁止区域指定を解除しないことがある。

立入禁止区域を指定する港湾施設の名称及び位置

名称	位置
南港北防波堤	大阪市住之江区南港北3丁目地先
大和川北防波堤	大阪市住之江区南港南6丁目地先
北港南防波堤	大阪市此花区夢洲東1丁目地先
常吉防波堤の一部	大阪市此花区常吉2丁目地先
北海岸通船だまり波除堤	阪神港大阪区第2区
鶴浜通船だまり北波除堤	阪神港大阪区第3区
木材整理場波除堤	大阪市住之江区南港東4丁目及び平林北1丁目地先
（仮称）夢洲波除堤	大阪市此花区夢洲中1丁目地先

舞洲地区護岸の一部	大阪市此花区北港緑地2丁目及び北港白津2丁目地先
夢洲地区K護岸	大阪市此花区夢洲東1丁目地先
夢洲地区J護岸	大阪市此花区夢洲東1丁目地先
南港北地区護岸の一部	大阪市住之江区南港北1丁目及び2丁目地先
南港北護岸の一部	大阪市住之江区南港東9丁目地先
南港北ふ頭西護岸の一部	大阪市住之江区南港北3丁目地先
南港西護岸	大阪市住之江区南港中1丁目及び7丁目地先
南港中1丁目護岸	大阪市住之江区南港中1丁目地先
南港南ふ頭北護岸	大阪市住之江区南港南7丁目地先
南港南ふ頭東護岸の一部	大阪市住之江区南港南4丁目及び5丁目地先
南港南ふ頭南護岸の一部	大阪市住之江区南港南4丁目地先
南港魚つり園護岸	大阪市住之江区南港南6丁目地先
南港南ふ頭西護岸	大阪市住之江区南港南7丁目地先
南港東護岸	大阪市住之江区南港東1丁目、3丁目及び4丁目地先
南港南護岸	大阪市住之江区南港南1丁目地先
平林護岸	大阪市住之江区南港東1丁目地先
鶴浜地区北側護岸	大阪市大正区鶴町3丁目及び4丁目地先
鶴浜地区南側護岸	大阪市大正区鶴町2丁目地先
鶴浜地区西側護岸	大阪市大正区鶴町3丁目地先
夢洲地区F廃棄物埋立護岸	大阪市此花区夢洲東1丁目地先
夢洲地区G廃棄物埋立護岸	大阪市此花区夢洲東1丁目地先
夢洲地区H廃棄物埋立護岸	大阪市此花区夢洲東1丁目地先
新島地区北廃棄物埋立護岸	阪神港大阪区第6区
新島地区東廃棄物埋立護岸	阪神港大阪区第6区
新島地区南廃棄物埋立護岸	阪神港大阪区第6区
新島地区西廃棄物埋立護岸	阪神港大阪区第6区